

習志野商工会議所 会員 各位

習志野商工会議所  
会 頭 芦澤 直太郎



「令和 8 年 8 月千葉豪雨 災害義援金」へのご協力をお願いについて（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 8 月 13 日から 14 日にかけて発生した集中豪雨「令和 8 年 8 月千葉豪雨」では、千葉県内各所に甚大な被害がもたらされました。被災された地域の方々には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興に役立てていただくため、このたび習志野商工会議所では、義援金の募集をすることとしました。

つきましては、(一社)千葉県商工会議所連合会が下記の通り義援金受け入れの取扱いをいたしますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 金 額 1 口 1, 0 0 0 円 ～
2. 振 込 先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4 6 1 9 6 8 3  
(口座名義) 令和 8 年 8 月千葉豪雨災害義援金  
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会  
\*千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は無料です。  
なお、10 万円を超える現金振込は、所定の本人確認が必要となります。  
\*ATM、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。
3. 取扱期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 1 1 月 6 日（金）まで
4. 本義援金の寄贈先 令和 8 年 8 月千葉豪雨災害義援金（千葉県による募集口座）
5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号「特定寄附金」及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の「国等に対する寄附金」に該当します。なお、当連合会及び千葉県からの領収証は発行されませんので、振込領収書並びに本趣意書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。
6. 申し込み 下記の申込書にご記入の上、習志野商工会議所に F A X で申し込み後、上記の口座にお振り込みをお願いいたします。
7. 連絡先 習志野商工会議所 経営室（担当 市川・山本）TEL 047-452-6700

義援金申込書 必要事項をご記入の上 F A X 047-452-6744 までお送りください

|     |  |      |   |
|-----|--|------|---|
| 貴社名 |  | 寄付金額 | 円 |
|-----|--|------|---|